

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（令和 7 年〇月改訂案）新旧対照表

改訂後	改訂前
国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針 <u>（改訂案）</u> 令和 4 年 11 月 令和 6 年 6 月改訂 <u>令和 7 年〇月改訂</u> 一　～　四　（略） 五　科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項 1　博士課程学生<u>等</u>への支援 我が国全体の研究力を底上げするためには、価値創造の源泉となり、次代の研究力を生み出す優秀な博士課程学生、若手研究者の厚みを拡大していくことが必須である。そのため、大学ファンドにより、国際卓越研究大学の支援と併せて、優秀な博士課程学生<u>等</u>の活躍促進について実力と意欲のある全国の大学に対して支援することで、我が国全体の研究力の大幅な向上を目指すこととする。 具体的には、博士課程学生への別途の支援については、大学ファンドの運用益の範囲内で、当面の間は 200 億円程度（約 7,000 人）とし、助成資金運用の基本指針を踏まえ、安定的支援を実施できる段階から、速やかに運用益による博士課程学生支援を実施することとする。<u>なお、令和 7 年度の国際情勢の変化を踏まえ、</u>	国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針 令和 4 年 11 月 令和 6 年 6 月改訂 一　～　四　（略） 五　科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項 1　博士課程学生への支援 我が国全体の研究力を底上げするためには、価値創造の源泉となり、次代の研究力を生み出す優秀な博士課程学生、若手研究者の厚みを拡大していくことが必須である。そのため、大学ファンドにより、国際卓越研究大学の支援と併せて、優秀な博士課程学生の活躍促進について実力と意欲のある全国の大学に対して支援することで、我が国全体の研究力の大幅な向上を目指すこととする。 具体的には、博士課程学生への別途の支援については、大学ファンドの運用益の範囲内で、当面の間は 200 億円程度（約 7,000 人）とし、助成資金運用の基本指針を踏まえ、安定的支援を実施できる段階から、速やかに運用益による博士課程学生支援を実施することとする。

<u>同年度秋の新学期等も見据え可能な限り早期に海外からの優秀な若手研究者及び博士課程学生の呼び込みに取り組む大学に対して、国立研究開発法人科学技術振興機構法第 23 条第 1 項第 6 号に基づき、大学ファンドの運用益の状況や財務の健全性確保を考慮し、国際卓越研究大学への支援や博士課程学生への別途の支援に影響を及ぼさない範囲で、令和 7 年度からの 3 年間で緊急的に大学ファンドによる支援を行うこととする。</u> 2 (略) 六 (略)	2 (略) 六 (略)
---	-----------------------------------